

東海市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年1月29日

東海市長 花田勝重

東海市条例第1号

東海市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東海市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和7年東海市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条及び第10条の改正規定 公布の日
- (2) 第22条の改正規定及び次項の規定 令和8年4月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年6月1日

附則第2項中「この条例」を「前項第2号に掲げる規定」に改める。

附則第3項中「令和8年5月1日」を「令和8年7月1日」に、「同年5月」を「同年7月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。